

第Ⅱ章

平成24年度以降の我が国水産の動向



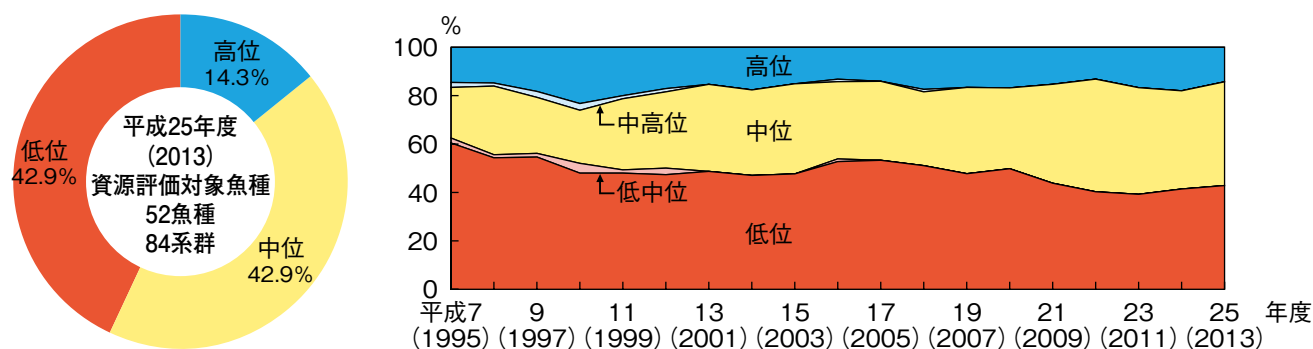
第1節 我が国における水産資源の管理

(1) 我が国周辺の水産資源の状況

平成25（2013）年度の我が国周辺水域の資源評価結果をみると、主要な52魚種・84系群^{*1}のうち、資源水準が高位にあるものが12系群（14%）、中位にあるものが36系群（43%）、低位にあるものが36系群（43%）となっています。近年の資源水準の推移をみると、低位の割合が減少し、中位の割合が増加する傾向にあり、全体としては概ね安定的に推移していると考えられます（図Ⅱ－1－1）。

特に、多獲性魚であるマイワシ対馬暖流系群やマサバ太平洋系群は資源水準が中位で動向は増加傾向にあり、今後の資源量に期待が持たれます（表Ⅱ－1－1）。

図Ⅱ－1－1 我が国周辺の資源水準の状況及び資源水準の推移



資料：水産庁・（独）水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等

表Ⅱ－1－1 資源水準が良くなった資源（平成24（2012）年度→平成25（2013）年度）

	平成24（2012）年度	平成25（2013）年度
マイワシ対馬暖流系群	低位	中位
マサバ太平洋系群	低位	中位

資料：水産庁・（独）水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等

コラム クジラと他の水産資源との関係

我が国は鯨類資源の持続的利用の観点から長期にわたって鯨類の研究を行っており、商業捕鯨のモラトリアムを受け入れて以降も、鯨類の生物学的に重要なデータを得るため鯨類捕獲調査を実施してきました。

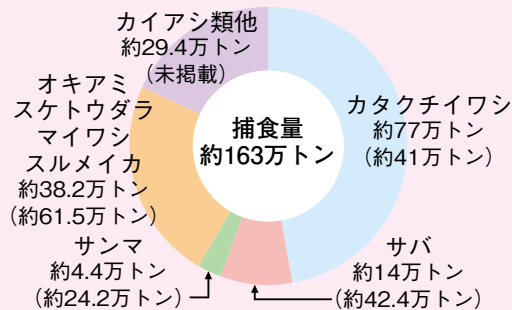
捕獲調査の結果から、クジラの資源量が回復しているとともに、クジラが大量の海洋生物を捕食していることが明らかになりました。（一財）日本鯨類研究所によると、世界のクジラの海洋生物捕食量は約

* 1 同じ種でも産卵場、分布、回遊等を異にする地域集団。



2億5千万～4億4千万トン／年に達し、世界の年間漁獲量約9千万トンの3倍から5倍になっているものと推定されています。

北西太平洋のクジラの推定捕食量



我が国周辺水域では、特にイワシ、サンマ、タラ、サケ、イカ等の重要な漁業対象種がクジラに捕食されており、漁業とクジラが競合状態となっていることが明らかとなっています。このため、クジラによる影響は漁業経営や水産資源の管理上無視できないものとなっています。

資料：(一財)日本鯨類研究所による北西太平洋での捕獲調査に基づき水産庁で作成

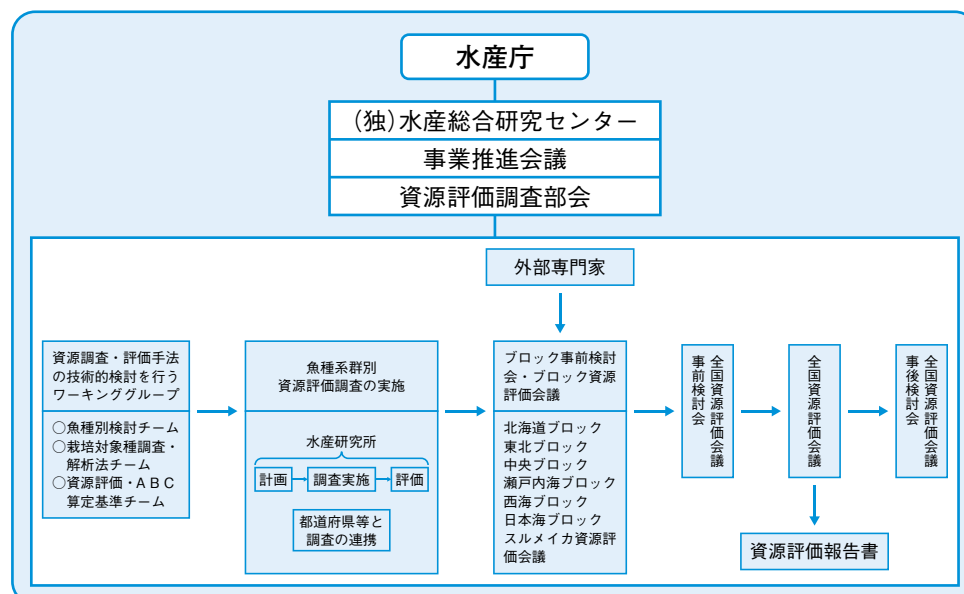
注：1) 対象鯨類はミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ
2) 平成12(2000)年～19(2007)年の5～7月のデータによる8年間の平均値
3) () は、我が国の漁獲量(平成12(2000)年～19(2007)年の8年間の平均値)

(2) 資源評価の実施体制

我が国の資源評価は、我が国周辺水域に分布している主要な水産資源の52魚種を84の系群に区分し、(独)水産総合研究センターを中心に都道府県の水産試験研究機関や大学等が共同して実施しています(図Ⅱ-1-2)。

水産資源は人の目が届かない海中に生息し、広く分布・回遊している場合も多いため、対象資源の分布・回遊状況に応じて適切な時期や場所で調査船による海洋観測・漁獲調査等を実施したり、水揚げ港の市場で漁船が漁獲した漁獲物を調査し、必要なデータを収集しています。調査から得られたデータは研究者による解析の後、外部有識者も含めた場での検討を経て、資源評価報告書として取りまとめられています。資源評価報告書は、漁獲可能量(TAC)の設定の科学的基礎となるなど資源の適切な管理に役立てられています。

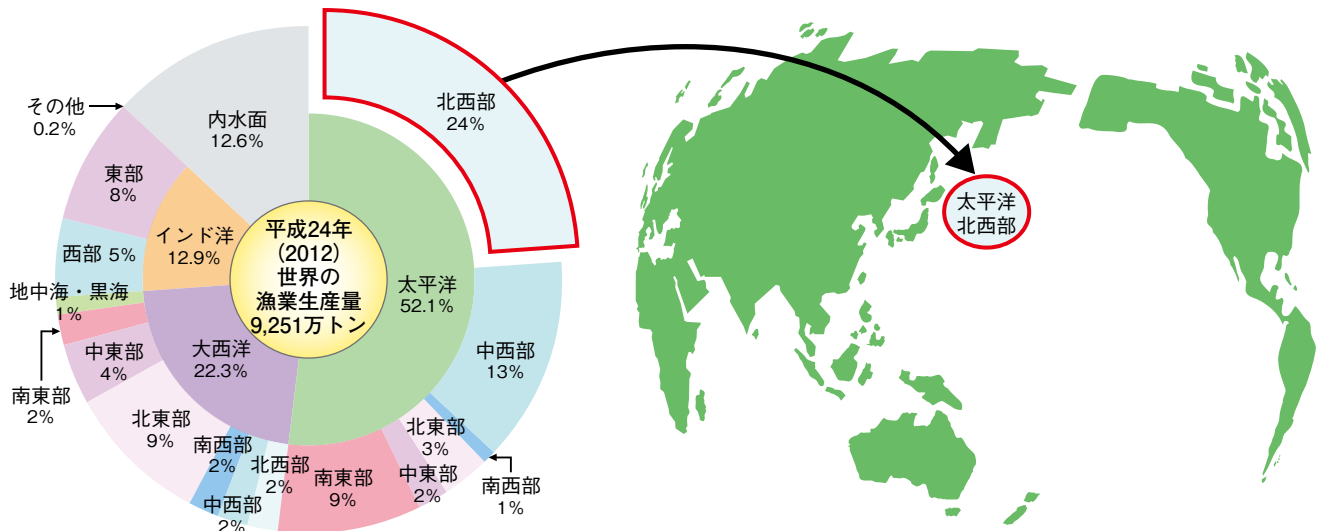
図Ⅱ-1-2 資源評価の実施体制



資料：水産庁

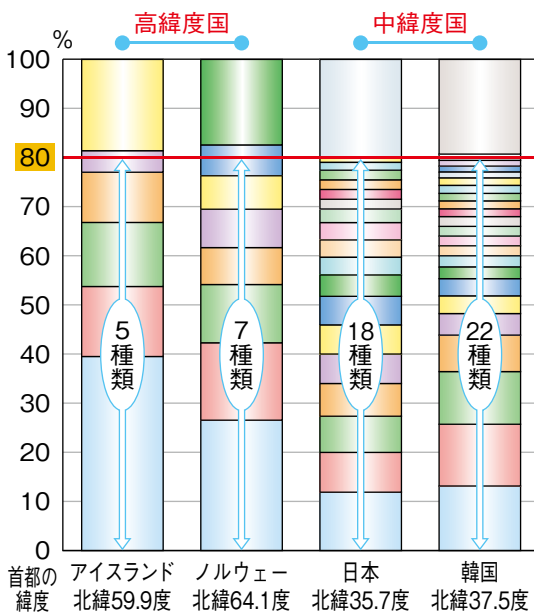


図Ⅱ－１－４ 世界の主な漁場と海域別漁獲割合



資料：FAO「Fishstat (Capture production)」

図Ⅱ－１－５ 全漁獲量の8割を占める魚種数



資料：FAO「Fishstat (Capture production)」

表Ⅱ－１－２ 各国の漁業の構造

国名	漁業者数(人)	漁船数(隻)	漁船の平均総トン数(トン)	12m以下の漁船の割合
日本	221,908	185,465	4	95%
韓国	105,956	75,629	8	90%
中国	13,992,142	1,069,577	9	87%
英国	12,445	6,505	31	85%
デンマーク	2,367	2,744	24	83%
フランス	17,736	7,631	28	82%
ノルウェー	17,867	6,212	59	80%
スペイン	47,439	10,116	38	73%
アイスランド	4,900	1,394	153	71%
ニュージーランド	2,311	1,417	81	62%

資料：農林水産省「漁業センサス2008」（日本）、FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2012」（中国：漁業者数）、中国農業部漁業局「中国漁業年鑑」（中国：漁船）、OECD「OECD Review of Fisheries: Country Statistics 2013」（日本、中国以外の国）

- 注：1）12m以下の漁船の割合について、日本は10t以下の漁船隻数を使用。
 2）漁業者のデータについて、日本は平成20（2008）年、韓国は平成23（2011）年、中国・フランス・スペインは平成22（2010）年のデータを使用。漁船のデータについて、日本は平成20（2008）年、韓国・中国は平成23（2011）年、フランスは平成19（2007）年のデータを使用。それ以外のデータについては、平成24（2012）年のものを使用。
 3）漁船のトン数について、日本の無動力漁船及び船外機付漁船は1隻につき1トンと仮定して計算。

（我が国の資源管理の特徴）

我が国沿岸では、近世以前から漁業者が共同で地先の漁場を管理・利用してきた歴史があり、その理念は現在まで受け継がれています。このため、水産資源を管理するに当たっては、海は皆で共同利用するものであるという「入会^{いりあい}」の考え方の下、利用する関係者が「皆で決める」ことが我が国の資源管理の基本となっています。

一方、漁労技術の進歩等により、現在の我が国では沿岸域だけでなく沖合から遠洋まで、漁獲対象魚種や漁業種類の異なる多種多様な漁業が営まれています。こうした状況において、

我が国では、複雑な漁業実態の中で魚種や漁業種類の特性に応じ、法令等^{*1}で制度化された公的な資源管理に加えて、関係する漁業者が話し合いを通じて自主的な資源管理に取り組んでいます（表Ⅱ－1－3）。

資源管理の手法は、①漁船の隻数や馬力数の制限等によって漁獲圧力（資源に対する漁獲の圧力）を入口で制限する投入量規制、②産卵期を禁漁にしたり、網目の大きさを規制することで漁獲の効率性を制限し、産卵親魚や小型魚を保護する技術的規制、③漁獲可能量（TAC）の設定等により漁獲量を制限し、漁獲圧力を出口で規制する産出量規制の大きく3つに分けられ、漁業の形態や漁業者の数、水産資源の状況、更には前提となる資源評価の精度等により、これらの管理手法を使い分けながら適切な資源管理を行っています。

表Ⅱ－1－3 水産資源の管理・回復に関する施策

施 策	内 容	実 施 状 況
漁業許可制度	○ 主要な漁業種類を対象とした漁業許可制度 ○ 隻数及び総トン数、操業期間、操業区域、漁具等の各種規制を実施	○ 大臣許可漁業：水産動植物の繁殖保護や漁業調整のため制限する必要がある、かつ、国際的な取り決めや、地域ごとに異なる制限を設けることによって地域間の漁業調整問題が生じるおそれがある等の理由から国が統一して制限することが適当である18漁業種類を指定（指定漁業13（大中型まき網、沖合底びき網等）、特定大臣許可漁業5） ○ 法定知事許可漁業：地域の事情に応じた管理を行うべき漁業であるため、都道府県知事の裁量に任されているものの、県間にまたがる漁獲努力量の管理等の観点から農林水産大臣が隻数等の上限を定めている漁業（中型まき網等） ○ その他の知事許可漁業：都道府県知事が、地域の事情に応じて都道府県規則を定め、管理を行う漁業（小型まき網、刺し網漁業等）
漁獲可能量（TAC）制度 （Total Allowable Catch）	○ 漁獲量が多く経済的価値が高いなどの要件に該当し、漁獲可能量を決定するに足る科学的知見がある魚種を対象 ○ 国が年間の漁獲量の上限を設定	○ 平成8（1996）年度に制度を導入し、現在7魚種を指定 〔サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ〕
資源管理指針・資源管理計画体制 （平成23（2011）年度～）	○ 基本的に全漁業種類、全漁業者を対象 ○ 国又は都道府県が策定した資源管理指針に沿って、漁業者が自主的に作成した資源管理計画に基づく操業	○ 国及び40都道府県において資源管理指針が策定済 ○ 作成した資源管理計画に基づき、漁業者が資源管理措置を実施中

（5）我が国における資源管理の具体的実施状況

（漁業権漁業）

採貝・採藻漁業や地びき網のような沿岸の定着性の高い資源を対象とした漁業や内水面漁業の多くは漁業規模が小さく、漁場を地域の漁業者が共同で利用する性格が強いものです。また、定置網漁業や養殖業は施設を海中に設置するため、他の海面利用者との調整が必要な場合もあります。このため、これらの漁業については、都道府県知事が漁場の区域、対象魚種、漁法等を特定し漁業協同組合等に漁業権を免許します。なお、漁業権の対象になる漁業は漁業法第6条によって具体的に規定されています。

どの海域に漁業権を設定するかについては、都道府県知事が関係者からの意見を聴いた上で水面の利用に関する計画（漁場計画）を樹立し、この漁場計画に従って漁業権が設定されます。また、漁業権を免許された漁業協同組合等が知事の認可を受けて定める漁業権行使規則には、漁業を営む者の資格の制限（投入量規制）、漁具・漁法の制限や操業期間の制限（技

*1 漁業法（昭和24（1949）年法律第267号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8（1996）年法律第77号）、都道府県漁業調整規則等。



術的規制)等当該地域の実情に即した資源管理措置が規定されます。

漁業権は永続するものではなく各漁業権ごとに有効期間が定められています。後から設定された漁業権であって、近隣の漁業権と終期を合わせるなど漁業調整上必要な場合には、免許期間を短くすることもできます。

(指定漁業等)

遠洋漁業及び沖合漁業は漁船の規模が大きく、漁船(船団)当たりの漁獲量も多量であることから、漁業者を限定するとともに、漁獲能力に直接影響する漁船の大きさも規制する必要があります。また、外国や複数の都道府県の海面で操業を行うことがあるため、国が直接規制を行うことが必要です。このため、これらの漁業は農林水産大臣による許可制度により資源管理を行っています。農林水産大臣は、対象となる漁業種類において許可隻数や操業する漁船の総トン数について総枠を定め、あらかじめ公示した上で、農林水産大臣から許可を受けた者に限りこれらの漁業を営むことができます(投入量規制)。さらに、許可に際しては漁船の規模や操業区域及び期間について条件を付すことで、実効ある資源管理を行っています(技術的規制)。大臣許可の対象となる漁業は、漁業法に基づく政令によって定められています(指定漁業)。

漁船の規模が比較的小さいなどの理由により指定漁業ほど厳しい参入規制をかける程ではないものの、漁船の隻数を一定程度に制限する必要がある漁業については、総枠は公示しないものの農林水産大臣から許可を受けた漁業者に限って漁業を営むことができます(特定大臣許可漁業)。特定大臣許可漁業においても、漁船の規模や操業区域及び期間について条件を付すことができます。

また、農林水産大臣が管理しない漁業であっても、各都道府県が必要と認めた漁業種類については各都道府県知事が許可を与え、許可を受けた者に限りこれらの漁業を営むことができます(都道府県知事許可漁業)。また、農林水産大臣と同様に許可に際して条件を付すことができます。都道府県知事許可漁業は、各都道府県が定めた漁業調整規則によって定められています。

さらに、漁業種類別に操業日数等の漁獲努力量をコントロールする「漁獲努力可能量(TAE)」制度も実施されています。

(届出漁業等)

漁業許可を要せず、漁業権にも基つかない漁業については、日本国籍を有する者や国内法に基づいて設立された法人であれば自由に漁業が行えますが、漁業調整上、国が漁業実態を把握する必要があると認めた漁業については、漁業者は国に当該漁業を行う旨の届け出をしたり、操業の結果を報告する義務があります(届出漁業等)。届出漁業等の一部においては、漁具の制限(技術的規制)等の資源管理措置が省令によって定められています。

現在のところ自由に操業できたり、届け出等をするだけでよい漁業であっても、資源量の変動や技術の発展等によりその漁業活動が水産資源に悪影響を与えると認められるようになった場合は、指定漁業等に移行する可能性があります。例えば、資源状況に懸念がある太平洋のクロマグロを漁獲対象としている「沿岸くろまぐろ漁業」については、平成26(2014)年4月1日から、広域漁業調整委員会に届け出ることが必要な漁業から同委員会の承認が必要な漁業へ移行することとし、今後、漁船の隻数を管理していくこととなりました。

(漁業調整委員会の役割)

都道府県知事が漁場計画を定める際や、漁業許可に条件や制限を付ける際に、これらが漁業や資源の実情を無視したものとならないよう、漁業者の代表や学識経験者等で構成される「海区漁業調整委員会」が意見を述べるすることができます。

また、都道府県の区域を越えて広域的に分布・回遊する資源については、水産庁に設置されている「広域漁業調整委員会」が資源管理に関する協議調整を行うとともに、必要に応じて資源管理措置の実施を担保するための「委員会指示」を発動しています。「広域漁業調整委員会」は、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の3つの海区にそれぞれ設置されています。

(TAC制度)

国連海洋法条約を的確に実施し、漁業の発展と水産物供給の安定を図るため、平成8(1996)年から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、魚種ごとに国が年間の漁獲量の上限を設定し資源を管理する漁獲可能量制度(Total Allowable Catch(TAC)制度)を実施しています。我が国におけるTAC対象魚種は、①採捕量及び消費量が多く国民生活上又は漁業上重要な魚種、②資源状態が悪く緊急に漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理が必要な魚種、③我が国周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている魚種のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見があるものが選定されており、現在、サンマ、スケトウダラ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニがTAC制度の対象となっています。

TACは、魚種ごとの中期的な管理方針及び資源動向を踏まえた生物学的漁獲可能量を基礎として漁業の経営状況を勘案し、魚種別に漁期の開始から1年間のTAC数量を設定するとともに、大臣管理漁業^{*1}については漁業種類ごとに、知事管理漁業^{*2}については都道府県ごとに配分量が設定されます。これについては農林水産大臣が水産政策審議会の意見を聴いた上で、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」として毎年策定されます。

都道府県に配分されたTAC数量は、都道府県知事が漁業調整委員会の意見を聴いた上で各都道府県における資源の管理方針や漁業種類ごとの漁獲可能量配分計画等を都道府県計画として取りまとめます。

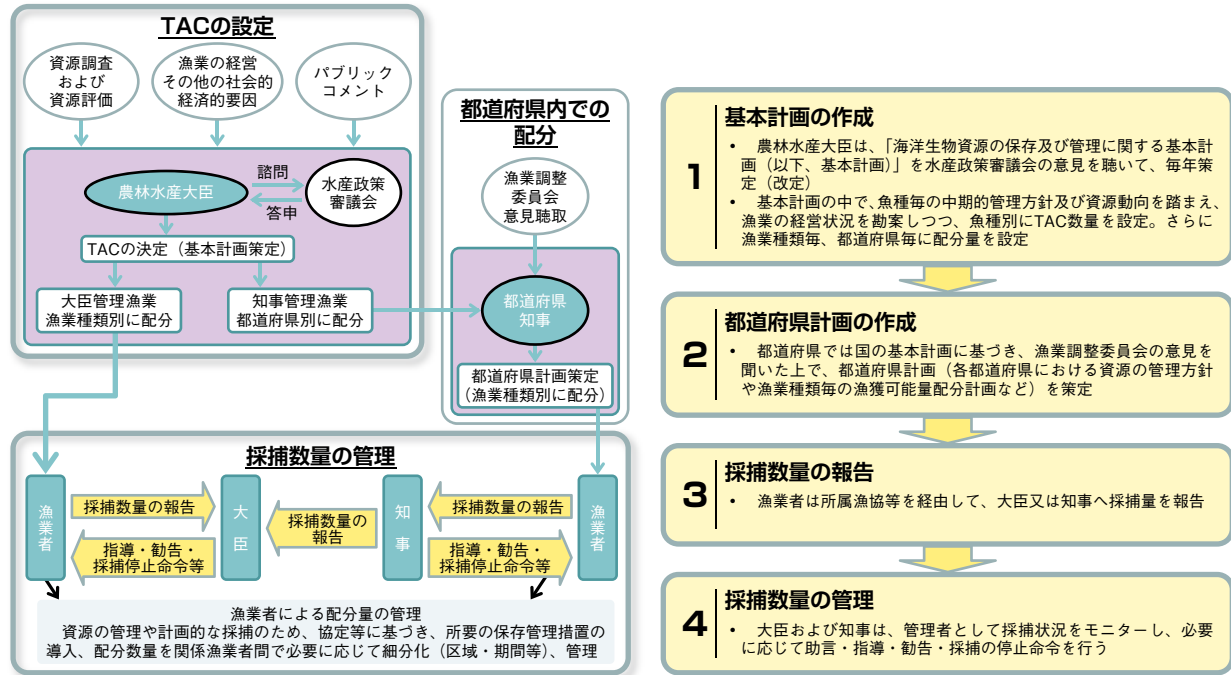
実際の漁業現場でTAC数量が遵守されているかどうかを管理するため、漁業者は所属漁協等を通じ、漁業種類に応じて農林水産大臣又は都道府県知事へTAC対象種の採捕量を報告する義務を負っています。農林水産大臣又は都道府県知事は漁業の管理者として採捕状況をモニターし、必要に応じて助言・指導・勧告・採捕の停止命令を行います(図Ⅱ-1-6、表Ⅱ-1-4)。

*1 指定漁業及び特定大臣許可漁業を指す。

*2 漁業権漁業及び都道府県知事許可漁業を指す。



図Ⅱ－１－６ TACの決定及びTAC制度実施の流れ



表Ⅱ－１－４ TACの設定状況（平成25（2013）年漁期）

対象魚種 (管理期間)	TAC (千トン)	大臣管理漁業分 (千トン)	知事管理漁業分 (千トン)
サンマ (7～6月)	338	北太平洋さんま漁業 (235)	10 t未満のさんま棒受網、刺網等 北海道 (32)、岩手県 (5)、三重県 (3) その他6県が「若干」
スケトウダラ (4～3月)	256	沖合底びき網漁業 (159.6)	延縄、刺網等 北海道(93.9) その他6県が「若干」
マアジ (1～12月)	204	大中小型まき網漁業 (78)	中小型まき網等 島根県 (34)、長崎県 (24)、その他4県が数量配分 その他28道府県が「若干」
マイワシ (1～12月)	360	大中小型まき網漁業 (188)	中小型まき網等 三重県 (28)、島根県 (28)、神奈川県 (21)、その他4県が数量配分 その他17道府県が「若干」
マサバ及びゴマサバ (7～6月)	701	大中小型まき網漁業 (401)	中小型まき網等 三重県 (43)、長崎県 (25)、その他7都県が数量配分 その他20道府県が「若干」
スルメイカ (1～12月)	329	沖合底びき網漁業 (51.9) 大中小型まき網漁業 (16.0) いか釣り漁業 (66.5) 小型するめいか釣り漁業 (91.6)	5 t未満いか釣り等 20道府県が「若干」
ズワイガニ (7～6月)	5,273トン	沖合底びき網漁業及びずわいがに 漁業 (3,578トン)	小型底びき網等 石川県 (349トン)、新潟県 (337トン)、その他6道府県が数量配分 その他2県が「若干」

注：TACの値は平成25（2013）年漁期当初設定時の値

(TACの自主的管理)

我が国のTAC制度においては、各漁業種類ごとに配分されたTAC数量の管理及び漁獲の年間を通じての平準化のため、配分を受けた漁業種類を営む漁業者は自主的に締結した協定等に基づき更に細かい配分量の管理を行っています（表Ⅱ－１－５）。管理の内容としては、TAC数量の期間別、海区・団体別の配分、期間別の漁業者ごとの個別割当、集中漁獲があ

った場合の休漁や操業ごとの水揚げ制限等が実施されています。漁業者団体による管理により漁業種類や地域の実情に応じた資源管理が行われ、TAC数量の集中消化の防止、漁期を通じた操業機会の確保、過剰投資の抑制等が図られています。

表Ⅱ－１－５ 自主的な資源管理としてTAC協定を取り入れている事例
(平成25(2013)年3月末現在)

魚種 (漁業種類)	地域	資源管理計画(計画数) /TAC協定	導入目的	実施形態					
				参加者数	取組の範囲	上限漁獲量の設定の科学的根拠	上限漁獲量の設定	割当単位	割当実施時期
スケソウダラ (沖底)	十勝地区	TAC協定	漁獲量の厳正な管理	2	北海道沖	我が国周辺水域における漁業資源評価	国が設定したTAC数量を基に、海区分TAC配分を基準に、漁業者団体が設定	漁船ごと	1漁期中
サバ類 (まき網)	北部太平洋海区	TAC協定	漁獲の平準化 小型魚漁獲の抑制	29	北部太平洋海区	我が国周辺水域における漁業資源評価	国が設定したTAC数量を基に、海区分TAC割当量から、漁業者団体が四半期別の目標量を基準に設定	漁船ごと	1か月毎
サバ類 (まき網)	北海道海区	TAC協定	漁獲量の厳正な管理	21	北海道沖	我が国周辺水域における漁業資源評価	国が設定したTAC数量を基に、海区分TAC割当量から、漁業者団体が漁期中の目標量を基準に設定	漁船ごと	1漁期中 (4か月)

(IQ制度の導入)

我が国では、平成18(2006)年からミナミマグロを対象に個々の漁船に対する個別割当(Individual Quota (IQ))方式による資源管理制度が導入されました。その後平成19(2007)年からベニズワイガニ(日本海べにずわいがに漁業によるものに限る。)、平成21(2009)年から大西洋クロマグロについてもIQ方式が導入されています(表Ⅱ－１－6)。これらを漁獲する漁業種類は、いずれも混獲がほとんど無く、対象漁船や水揚げ港が限られ、漁獲量の把握及び管理が可能であるという特徴を有しています。

表Ⅱ－１－6 我が国が実施しているIQ方式の概要

対象魚種	導入時期	漁船数	水揚げ港	割当ての基準等の考え方	漁獲量の管理等
ミナミマグロ	平成18 (2006) 年4月	92隻(平成 25(2013) 年4月現在)	8港(静岡県清水港、焼津港、神奈川県三崎港等)に限定	以下の事項を勘案して決定 ①みなみまぐろ・大西洋くまぐろの保存のための条約により定められた我が国に対する割当量 ②漁業者及び船舶の操業状況 〔具体的には、漁船ごとの申請漁獲量の総計が我が国の漁獲可能量以下であれば、申請漁獲量どおり割当て〕	- 操業位置、漁獲等の報告を義務付け - タグの使用による魚体ごとの採捕の順序やタグ番号の照合などの管理を実施 - 実際に陸揚げされた数量と届出数量等との照合を実施(清水漁港駐在官事務所を設置(検査官4名配置)) - 割当量を超過して漁獲した場合、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれの併科
大西洋クロマグロ	平成21 (2009) 年8月	東部: 22隻 西部: 5隻			
ベニズワイガニ	平成19 (2007) 年9月	12隻(平成 24(2012) 年8月現在)	4港(鳥取・島根県境港、兵庫県香住港、新潟県新潟港、島根県恵曇港)に限定	以下の事項を勘案して決定 ①科学的知見に基づき計算される生物学的漁獲可能量 ②漁業者及び船舶の操業状況等 〔具体的には、船舶の規模、過去の漁獲実績等に応じて設定〕	- 毎日の漁獲量、漁獲位置等の報告を義務付け - 報告数量と水揚げ伝票(荷受け、加工)との照合を実施 - 割当量を超過して漁獲した場合、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科

また、平成24(2012)年3月に閣議決定された「水産基本計画」において、「地域において実施体制が整った場合には、個別割当(IQ)についても利用を推進」することとされており、平成23(2011)年度から始まった資源管理指針・資源管理計画体制の下、北海道でのホッキガイ、島根県でのエッチュウバイ等を対象として13の資源管理計画で自主的なIQ方式による資源管理が実施されています。



(6) 自主的な資源管理とそれに参加する漁業者への支援

公的な規制に加え、漁業者の間では休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の自主的な資源管理の取組が行われてきました。

こうした漁業者による自主的な資源管理は、水産資源を利用する当事者である漁業者の合意に基づき資源管理措置が導入・実践されることから、決められたルールが遵守されやすく、各地の漁業や資源の実態に応じた柔軟な措置が導入されやすいという特性があります。こうした自主的な資源管理を支援するため、国は累次の事業により関係漁業者の自主的な合意の下で実施される漁獲圧力の軽減等の取組を支援してきました。

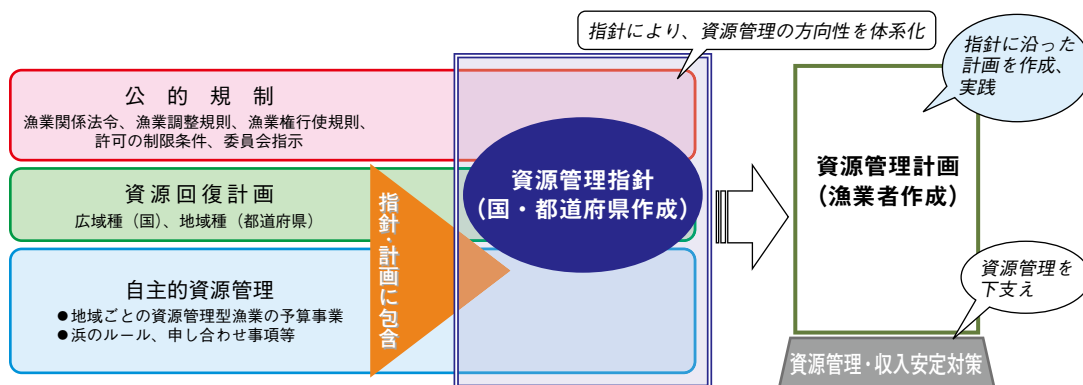
平成23（2011）年度からは、国及び都道府県ごとに「資源管理指針」（水産資源に関する今後の管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方策を内容とする指針）を策定し、これに沿って漁業者団体が「資源管理計画」（公的規制に加え、休漁、漁獲量制限、網目の拡大等自主的に取り組む措置をまとめた計画）を作成・実施する資源管理体制がスタートしました（図Ⅱ－1－7）。

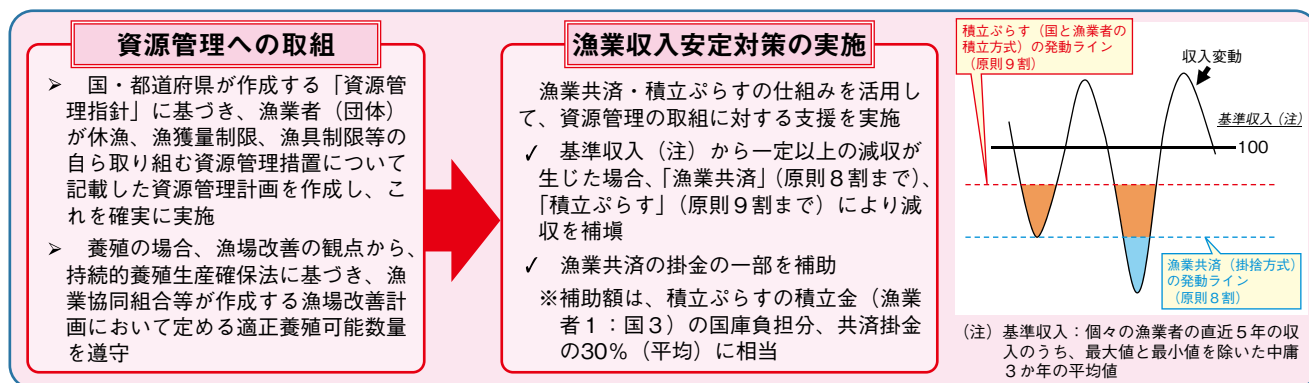
この体制は、公的規制やこれまでの支援事業の下で策定・実施されてきた各種計画、各地で独自に取り組まれてきた様々な自主的資源管理措置を包含するものであり、沿岸から沖合・遠洋まで全国の漁業を対象としています。国ではこの新たな体制の下、行政、研究機関、漁業者が一体となった資源管理を全国的に推進していくこととしており、平成26（2014）年3月末現在、全国で1,694件の資源管理計画が策定され、幅広い漁業種類において漁業実態に応じた各種の資源管理措置が実施されています。

また、資源状況に応じた柔軟かつ機動的な資源管理が各地で実施されるよう、関係者が科学的知見に基づいた有効な資源管理措置を検討し、取組内容の見直しを行う仕組みの構築を推進しています。

なお、このような資源管理の取組には一時的な漁獲量の減少とそれに伴う収入の減少等が発生する場合も多いことから、これらを理由に漁業者が自主的な資源管理の実施に消極的となる場合もあります。このため国では水産資源の適切な管理と漁業経営の安定の両方を確保するため、資源管理に計画的に取り組む漁業者を対象とした漁業収入安定対策を実施しています（図Ⅱ－1－8）。

図Ⅱ－1－7 資源管理指針・資源管理計画を中心とした資源管理体制





（7）資源管理の国際協力

資源管理は、「海洋法に関する国際連合条約」の規定に則り、我が国の排他的経済水域においては我が国が主体的に資源管理措置を実施しています。一方、公海の漁業については、同条約により、当該海域の水産資源の保存管理のために関係国が協力して設立した地域漁業管理機関の決定に基づき、それぞれの漁船の旗国が自国の漁業を管理しています。また、マグロ類のように排他的経済水域と公海の双方を回遊したり、底魚類のように複数の国の排他的経済水域や公海に広がって分布する魚種についても、各地域漁業管理機関の決定に基づき、各国が自国の漁業を管理します。

しかし、政府の漁業管理能力が低かったり、自国の水産業の振興を優先しているため、自国の漁業を適正に管理できない国も多数存在します。このような国に対しては、各地域漁業管理機関を通じて漁業管理に関する技術的な支援等が行われますが、それでも非協力的な国に対しては、水産物貿易を制限することにより経済的な圧力をかけ、適正な管理をするよう促すことがあります。

大西洋のマグロ類の資源管理を行う地域漁業管理機関である大西洋マグロ類保存国際委員会（ICCAT）では、平成20（2008）年6月から、ICCATが定めた保存管理措置に違反して漁獲された漁獲物の貿易・流通を防止するため、各国政府が保存管理措置を遵守して漁獲された漁獲物であることを証明し、証明されない漁獲物の流通を禁止する措置を導入しています。

また、欧州連合（EU）加盟国は、平成25（2013）年初頭からフェロー諸島^{*1}に対し、自国漁業を適正に管理していないとして、ニシン及びサバ類の輸入を禁止しました。さらに、平成26（2014）年3月に開催されたEU漁業大臣会合において、ベリーズ、カンボジア、ギニアでは漁業管理が適切に行われていないとして、EU加盟国はこれらの国々からの水産物輸入を禁止することを決定しました。なお、EUは、キュラソー島^{*2}、フィジー、ガーナ、韓国、パナマ、スリランカ、トーゴ及びバヌアツに対しても適切な措置を採らない限り禁輸措置が適用される旨を警告しています。

*1 デンマーク自治領

*2 オランダ構成国